

大阪市条例第55号

大阪市立障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例

大阪市立障害者就労支援施設条例（昭和52年大阪市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(利用料金) 第8条 [略] [2 略] 3 利用料金の額は、法第29条第3項第1号に規定する <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額及び食事の提供に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。 [4 略]	(利用料金) 第8条 [同左] [2 同左] 3 利用料金の額は、法第29条第3項第1号に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額及び食事の提供に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。 [4 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。